令和６年度

湖南市こどもの居場所づくり事業委託

公募型プロポーザル実施要領

令和６年４月19日

令和６年度湖南市こどもの居場所づくり事業に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり提案を募集する。

**１　事業の目的**

　本事業は全てのこどもが安心して過ごせる居場所を持てるよう、また居場所がなく、孤立してしまうことのないよう、地域で支えるこどもの居場所づくりを行うことを目的とする。

**２　本事業におけるこどもの居場所の定義**

　地域のすべてのこどもを対象に、小学校等の夏休み期間中に、こどもが気軽に立ち寄り、安心して過ごすことのできる場所（屋外での活動を主たる目的とするものを除く。）

　こどもには学童期のみならず思春期、青年期を含めるものとする。

**３　事業の概要**

　湖南市こどもの居場所づくり事業委託仕様書のとおりとする。なお、事業に採択された場合、市の財源措置がある限り次年度以降も、継続して実施すること。

**４　募集対象地域及び施設数、開設場所、開設時期等**

（１）募集対象地域

湖南市全域

（２）開設場所

　　　・石部コミュニティセンター和室（定員20名程度）

　　　・水戸コミュニティセンター和室（定員30名程度）

　（３）開設時期

　　　　湖南市内小学校の夏休み期間(７月20日～８月31日)で、平日25日以上

ただし、やむを得ない事情の場合はこの限りではない。

　（４）開設時間

　　　　原則、平日の午前９時から午後５時の範囲内で、１日７時間以上

**５　プロポーザルの参加資格**

　以下の要件全てを満たしている団体・個人とする。

（１）仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。

（３）公募開始日から審査の日までの間に、湖南市建設工事等指名停止基準（平成17年３月１日訓令第５号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

（５）団体の代表者が公租公課に未納がないこと。

（６）政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第３条に規定するもの）に該当しないこと。

（７）その他明らかに委託先として不適当と認められるものでないこと。

**６　応募方法**

　「湖南市こどもの居場所づくり事業プロポーザル参加表明書」【様式第１号】を提出後、「湖南市こどもの居場所づくり事業応募申請書」【様式２号】に次の書類を添付して応募してください。

1. 事業計画書【様式第３号】
2. 夏休み期間のイベント等のスケジュール（任意様式）
3. 事業収支予算書【様式４号】

**７　応募締め切り・提出先**

1. 締め切り　参加表明書　令和６年５月 ９日（木）17時00分

　　　　　応募申請書　令和６年５月15日（水）17時00分

（２）提出先　　湖南市こども未来応援部子ども政策課

（３）提出方法　Eメールにて送付（E-mail：kodomo@city.shiga-konan.lg.jp）

**８　審査の方法及び選考基準等**

1. 審査の方法

発表者は、制限時間（15分）内において、提出された企画提案書の内容に基づき、自由に説明する（どの部分を重点的に説明するか等は自由であるが、企画提案書の内容に基づかない説明は行うことができない）。説明時間終了後に、選定委員からの質疑応答（15分程度）を行う。

1. 選考基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 評点 |
| 仕様書との整合性 | ・事業の目的を踏まえた提案がされている。・提案内容が、明確かつ現実的である。・業務の運営・管理に対する考え方が明確である。・委託業務の範囲及び内容が具体的に理解・検討され、それに基づいた考え方が示されている。 | ５ |
| 実施体制及び運営の適切性 | ・支援に適した業務従事者の配置が示されている。・業務実施に当たり，適切に指揮命令及び情報伝達を行うための仕組みや要員配置が提案されている。・安定的かつ円滑に委託業務が実施できるよう，進捗管理の方法等が検討され、示されている。・委託業務の実施に係る運営上生じる問題やリスクが検討されている。・その他、上記以外で追加提案がされている。 | ５ |
| 独自性 | ・提案事業者の独自性が現れている。・こどもが参加したい内容となっている。 | ３ |
| 継続性 | ・事業が継続できる計画が示されている。・業務内容に対して積算内訳が適切である。 | ７ |

**９　委託料**

2,180,000円を上限とする。

そのうち、施設利用料×実施時間×実施日数×50％(補助金交付団体を対象とする減免額の適用)に相当する額を施設に支払うこととする。

　 ※石部コミュニティセンター和室300円/時間、水戸コミュニティセンター和室200円/時間（料金は変更となる可能性があります。）

**１０　スケジュール（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年４月26日　　 | 質疑締め切り |
| 　　　　５月 ２日 | 質疑回答 |
| ５月 ９日 | 参加表明書提出締め切り |
| ５月15日 | 応募申請書提出締め切り |
| 　　　　５月 27日午後 | 応募者によるプレゼンテーション※詳細な時間については申込書提出締め切り後、５月20日までに申込者にメールで通知する |
| 　　　　６月 上旬 | 市よる審査・委託決定通知送付 |
|  |  |

**１１　その他**

（１）事業者決定後の事業計画の変更は原則認めません。ただし事前協議の上、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、事業計画を変更することができるものとします。

（２）市は、事業者決定後においても、以下の場合は、決定を取り消しすることができるものとします。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を、市へ求めることはできません。

①本募集要項に記載された事項について、重大な違背行為があったとき。

②当初予定していた施設等の確保が困難になるなど、計画内容に大幅な変更が生じたとき。

③予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。

④その他の事情により、適切な事業の実施が困難と認められるとき。

　（３）応募のために支出した費用等については、市は補填しないものとします。

**１２　お問い合わせ**

　湖南市こども未来応援部子ども政策課

住所：湖南市石部中央1丁目１番３号（石部保健センター１階）

　　電話：０７４８－７６－４７０２ 　 FAX：０７４８－７７－７０１９

　　E-mail:kodomo@city.shiga-konan.lg.jp